

奈良県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年九月二十二日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社ミストラルサービス	京都府福知山市大野下二七三七一―一二	訪問看護ステーションミストラル真美	北葛城郡広陵町馬見中二―一六一三七―一〇二	令和五年八月三十一日